

人権教育・人権啓発 主要事業の実施状況について

1. 人権教育

①家庭教育 ※「令和3年度（2021年度）人権施策基本方針等関連施策実施状況（事業一覧）より抜粋

○家庭教育活性化推進事業

核家族化や地域社会のつながりの希薄化等を背景として、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうなどの現状がある中で、家庭教育支援チーム等による支援活動が必要とされているため、家庭教育支援員を養成するとともに、企業やPTAへの学習機会の提供を行う。

【事業実績】

（令和3年度）

- ・企業・事業所等家庭教育サポート講座（オンデマンド配信）
県内2企業およびIPTA連絡会で実施（延べ参加者数130名）
- ・家庭教育リーフレット「インターネットと子育て」を活用した「子育て親育ち語り合い講座」
2回開催（オンライン1回・オンラインと会場参集の併用1回、参加者計24名）
- ・PTA連絡会協議会等を対象とした家庭教育出前講座
4連絡協議会で実施（参加者計199名）

○「訪問型家庭教育支援」モデル構築・普及事業

地域住民等で構成される家庭教育支援チームが不安や悩みを抱える家庭に訪問し、相談対応や情報提供、専門機関への橋渡しなどを行う「訪問型家庭教育支援」の普及を目指す。

【事業実績】

（令和3年度）

県内2市をモデル市町とし、スクールソーシャルワーカー（SSW）の派遣により「訪問家庭教育支援」の効果的な体制づくりのための支援を行った。

<SSWの派遣実績>

近江八幡市:30日間(60時間) 日野町:30日間(60時間)

②就学前教育・学校教育

※詳細は資料4-2を参照

③社会教育 ※「令和3年度（2021年度）人権施策基本方針等関連施策実施状況（事業一覧）より抜粋

○市町人権教育推進協議会等事業費補助金

同和問題をはじめとする人権問題の解決に向けた人権教育を地域ぐるみで推進するため、市町人権教育推進協議会等が行う事業に対して補助金を交付する。

【事業実績】

(令和3年度)

各市町の人権教育推進協議会等に対する補助を実施した結果、自治会単位の地区別懇談会や学区住民のつどい等の事業が実施された。

- ・人権教育推進員 5,185 名
- ・住民を対象としたリーダー養成研修 36回実施(参加者計775名)
- ・住民を対象とした啓発・研修 136回実施(参加者計 17,606 名)

○県人権教育推進協議会事業費補助金

人権意識の高揚と人権教育の推進を図るため、滋賀県人権教育推進協議会が実施する事業に対して補助金を交付する。

【事業実績】

(令和3年度)

県人権教育推進協議会に対する補助および支援を行った結果、人権教育に関する研究協議・実践交流、研修会等が実施された。

- ・研究協議(会議・委員会等) 8回実施(参加者計152名)
- ・ブロック単位の研究交流集会 6回実施(参加者計198名)
- ・ブロック単位の研修会 4回実施(参加者計171名)

○人権教育指導研修事業

人権問題に対する理解と認識を深るため、人権教育啓発冊子「波紋」の作成・配布を行う。また、人権に関する視聴覚教材を整備する。

【事業実績】

(令和3年度)

- ・人権教育啓発冊子「波紋No. 41」発刊(配布部数:650部)
- ・「しが生涯学習スクエア」(県教委生涯学習課)における視聴覚教材貸出し

2. 人権啓発

(1) 県民を対象とした人権啓発

①じんけんふれあい啓発(イベント会場・商業施設等での啓発)

【対象年代：小学生～高齢者、メインターゲット：小学生およびその保護者】

県内のイベント会場や商業施設等において、多くの子どもや保護者に手話シンガーソングライターによる手話講座や手話歌、また人権クイズラリー等を通して、人権の大切さについて学んでいただく機会を提供する。



【事業実績】

(令和3年度) 6回開催 参加者合計 約450名

(令和4年度) 4回開催 参加者合計 約420名

②じんけんミニフェスタ

【対象年代：小学生～高齢者、メインターゲット：小学生およびその保護者】

子どもから大人まで、身近なところから人権について考え、行動することの大切さが感じられるよう、従来開催していた集客型啓発イベント「じんけんフェスタ」に代わる出張型啓発イベント「じんけんミニフェスタ」を開催する。



【事業実績】

(令和3年度)

2回開催(びわこ文化公園、ブランチ大津京)参加者合計 約 2,300 名

(令和4年度)

3回開催(イオンモール草津、ブランチ大津京、びわこ文化公園)参加者合計 約 4,000 名

③街頭啓発活動

【対象年代：小学生～高齢者、メインターゲット：学生・勤労者等の現役世代】

毎年9月の「同和問題啓発強調月間」および12月4日～10日の「人権週間」に合わせて、県内の鉄道駅において街頭啓発を実施し、啓発物品(メモ帳)を配布している。



【事業実績】

(令和3年度)

3回実施(JR 大津京駅(9/1)、JR 膳所駅(9/2、12/3))

(令和4年度)

3回実施(JR 石山駅(9/1)、JR 膳所駅(9/16、12/5))

④広報誌「ふれあいプラスワン」

【対象年代：30代～高齢者、メインターゲット：新聞購読者層（40代～）】

新聞折り込み等の方法で年6回発行される県広報誌「滋賀プラスワン」において、読者が身近なところで人権について考え、様々な人権課題への理解と認識を深めることができるよう、啓発記事「ふれあいプラスワン」を掲載する。



【事業実績】

(令和3年度)

3回掲載

(9・10月号(同和問題・新型コロナ)、11・12月号(障害者・犯罪被害者)、3・4月号(アイヌ・高齢者))

(令和4年度)

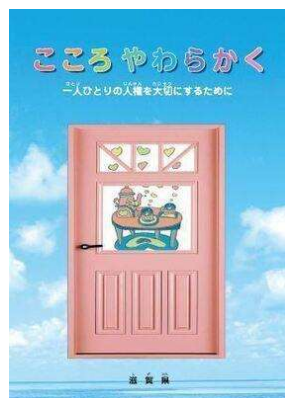
3回掲載

(9・10月号(同和問題・ヘイトスピーチ)、11・12月号(子ども・男女共同参画)、3・4月号(障害者・性の多様性))

⑤人権啓発・学習資料の貸出し・配布

【対象年代：小学生～高齢者、メインターゲット：なし（資材等により異なる）】

地域や各種行事等で人権をテーマとした研修会やイベント等を実施する際に活用できる各種人権啓発資材(啓発パネル・ジンケンダー着ぐるみ・紙芝居等)の無料貸出しのほか、人権について学ぶことができる啓発冊子等の学習教材を配布している。



【事業実績】

(令和3年度)

啓発資材貸出回数 延べ4回 学習教材配布数 合計7,122部

(令和4年度)

啓発資材貸出回数 延べ11回 学習教材配布数 合計7,846部

⑥インターネット人権啓発（啓発リーフレットの配布）

【対象年代：小学校高学年～60代、メインターゲット：中学生】

県内の新中学校1年生の全員を対象として、スマートフォン・SNS等のインターネット利用において、人権侵害の被害者にも加害者にもならないためのポイントをまとめた啓発リーフレット「ジンケンダーと3つの約束」を配布している。

(リーフレットは「じんけんミニフェスタ」等の啓発イベントでも配布しているほか、希望者があれば随時配布している。)



【事業実績】

(令和3年度)

リーフレット(紙媒体)配布数 県内 118 校 合計 15,597 部

(令和4年度)

リーフレット(紙媒体)配布数 県内 86 校 合計 10,545 部

※そのほか、32 校に電子データを配布

⑦スポーツ組織と連携した啓発活動

【対象年代：小学生～50代、メインターゲット：小学生～高校生およびその保護者】

滋賀県初のプロバスケットボールチーム「滋賀レイクス」の協力を得て、人権について子どもたちと選手と一緒に楽しく学ぶ啓発活動のほか、12月の人権週間に合わせて、滋賀レイクスホームゲーム会場内に人権啓発ブースを出展し、啓発動画の放映やリーフレット・啓発物品の配布等を実施する。



【事業実績】

(令和3年度)

- ・じんけんオープンスクールの開催 2回 参加者合計 121名
- ・ホームゲーム会場における人権啓発実施 2回(12/11、12)

(令和4年度)

- ・じんけんオープンスクールの開催 2回 参加者合計 305名
- ・ホームゲーム会場における人権啓発実施 2回(12/10、11)

⑧若年層向け人権啓発講義

【対象年代：大学生、メインターゲット：同左】

若者に人権は身近なテーマであり、それぞれが考えていかなければならない課題であるという意識をより強くもってもらうために、県内大学での講義等の中で、各人権分野の最前線で活躍している専門家による講義を実施する。



【事業実績】

(令和3年度)

2回開催(龍谷大学・滋賀県立大学) 参加者合計 約140名

(令和4年度)

3回開催(びわこリハビリテーション専門職大学、龍谷大学(※)、滋賀県立大学

参加者合計 約 200 名

※龍谷大学の講義はオンデマンド配信方式で実施

⑨テレビスポット広告・じんけんラジオ広告

【対象年代：18歳～高齢者、メインターゲット：テレビ視聴者・ラジオ聴取者層（30代～）】

9月の同和問題啓発強調月間および12月の人権週間に合わせて、テレビスポットCMおよびラジオCMを放映・放送することにより、日々の暮らしの中で人権について考えていただくきっかけを提供する。



【事業実績】

(令和3年度)

・テレビ CM(びわこ放送:30秒) 9月・12月 延べ169 回放映

・ラジオ CM(FM 滋賀:60 秒) 9月・12月 延べ40回 放送

(令和4年度)

・テレビ CM(びわこ放送:30秒) 9月・12月 延べ143 回放映

// (ケーブルテレビ:30 秒) 11月・12月 延べ516回放送

・ラジオ CM(FM 滋賀:60 秒) 9月・12月 延べ404回放送

⑩新聞広告

【対象年代：30代～高齢者、メインターゲット：新聞の主購読者層（40代～）】

9月の同和問題啓発強調月間および12月の人権週間に合わせて、新聞各紙に人権啓発広告を掲載する。



【事業実績】

(令和3年度)

読売、朝日、毎日、産経、京都、中日 各紙2回掲載(9/1、12/4)

(令和4年度)

読売、朝日、毎日、産経、京都、中日 各紙2回掲載(9/1、12/1)

⑪交通広告

【対象年代：小学生～高齢者、メインターゲット：なし】

9月の同和問題啓発強調月間および12月の人権週間に合わせて、県内の公共交通機関人権啓発広告を掲出する。



【事業実績】

(令和3年度)

京阪電鉄石山坂本線、近江鉄道バス、帝産湖南交通バス 各2回掲出(9～10月、11～12月)

(令和4年度)

令和3年度に同じ

⑫映画広告 ※令和5年度は実施予定なし

【対象年代：小学生～60代、メインターゲット：小・中学生およびその親世代】

様々なメディアを活用した人権啓発活動の一環として、夏休み期間中に上映される映画に啓発広告を掲出する。



【事業実績】

(令和3年度)

掲出対象：県内4映画館(ユナイテッド・シネマ大津、彦根ビバシティシネマ、イオンシネマ近江八幡、イオンシネマ草津)

掲出映画：「ジャングル・クルーズ」、「竜とそばかすの姫」 掲出期間：7/30～8/26

(令和4年度)

掲出対象：県内4映画館(ユナイテッド・シネマ大津、彦根ビバシティシネマ、イオンシネマ近江八幡、イオンシネマ草津)

掲出映画：「ジュラシック・ワールド 新たなる支配者」 掲出期間：7/29～8/25

⑬啓発ポスターの掲示・啓発物品の配布、人権啓発床シールの設置

【対象年代：小学生～高齢者、メインターゲット：なし】

9月の同和問題啓発強調月間および12月の人権週間に合わせて、県内の市役所・町役場、学校、公民館、駅・量販店等で啓発ポスターの掲示・啓発物品(メモ帳)の配布を行う。

また、通年で使用できる啓発媒体として、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため間隔を空けてレジに並ぶ目印に使える人権啓発床シールを作成し、県内商業施設に設置する。

<啓発ポスター画像>



<啓発物品配布例(量販店)>



<床シール画像および掲出例>



【事業実績】

(令和3年度)

- ・啓発ポスター: 県内市役所・町役場、学校、公民館、駅・量販店等 合計 6,075 枚配布
- ・啓発物品(メモ帳): 県内市役所・町役場、量販店等 合計 39,400 部配布
- ・人権啓発床シール: 県内量販店等 合計 2,642 部配布

(令和4年度)

- ・啓発ポスター: 県内市役所・町役場、学校、公民館、駅・量販店等 合計 5,900 枚配布
- ・啓発物品(メモ帳): 県内市役所・町役場、量販店等 合計 39,900 部配布
- ・人権啓発床シール: 県内量販店等 合計 3,123 部配布

⑭インターネット広告 (Yahoo!JAPAN、YouTube、Twitter、Facebook、Instagram)

【対象年代：中学生～60代、メインターゲット：各媒体により異なる】

普段人権啓発に触れることの少ない層への一層の浸透を図るため、インターネット上の動画広告やスマートフォンのアプリを用いた人権啓発として、スマートフォンアプリ「Yahoo! JAPAN」や動画投稿サイト「YouTube」、また「Twitter」・「Facebook」・「Instagram」等の SNS アプリに啓発広告を掲出する

<広告の掲載イメージ(Yahoo・Instagram)>



【事業実績】

(令和3年度)

・Yahoo! JAPAN

広告掲出期間:①9/15~24 ②12/1~10

広告表示回数:①7,014,094 回(うち広告クリック数 5,590 回)

②4,972,686 回(// 2,940 回)

・YouTube

広告掲出期間:①11/19~24 ②12/1~10

広告表示回数:①264,027 回(うち視聴回数(5 秒以上再生数)101,285 回)

②301,800 回(// 126,125 回)

(令和4年度)

・Yahoo! JAPAN

広告掲出期間:①9/15~24 ②12/1~10

広告表示回数:①2,449,190 回(うち広告クリック数 3,320 回)

②1,088,038 回(うち広告クリック数 2,366 回)

・YouTube

広告掲出期間:11/17~1/15

広告表示回数:242,793 回(クリック数 201 回)

・Twitter

広告掲出期間:11/17~12/31

広告表示回数:599,067 回(うち広告クリック数 491 回)

・Facebook

広告掲出期間:11/17~1/15

広告表示回数:34,179 回(うち広告クリック数 310 回)

・Instagram

広告掲出期間:11/17~1/15

広告表示回数:335,694 回(うち広告クリック数 499 回)

⑮県ホームページ「じんけん通信」

【対象年代：20代～60代、メインターゲット：40代～60代】

県ホームページ上で毎月1回、様々な人権課題に関する情報を特集記事「じんけん通信」として配信する。

(「じんけん通信」の掲載情報は「しらせる滋賀情報サービス(しらが)」登録者にメールまたはLINEで通知される。)

調査では、毎月9月号「同和問題啓発強調月号」と定め、同和問題についての理解と認識を深め、差別解消をはじめとするあらゆる差別の解消をはかるため、集中的に啓発に取り組みます。

そこで、じんけん通信9月号では、令和3年(2021年)に実施が行った「人権に関する県民意識調査」※1(以下、「県調査」といいます。)の中、同和問題(差別意識)に関する調査結果を、巻く「同和問題」が中心テーマ(2019年)と実施した調査の人権に関する調査結果(以下、「同和調査」といいます。)の結果を比較し、結びするともに、同和問題の解決方法についての考え方や等について、これまでの調査結果との比較を行い、同和問題について考えていきます。



※1 県では、「差別の人権に関する考え方を調査し、人権啓発・啓発を目的とする今後の人権啓発を推進するうえで必要な課題を明らかにすることを目的に、この調査を実施しています。詳しくはこちらをご覧ください。同和調査結果はこちら」

※2 県民意識調査による調査。調査票は訪問時の調査と郵送の調査が異なります。また、回答の返り込みの割合等が異なる場合があります。

特集 人権に関する意識調査結果(同和問題)

■調査結果の比較
(1)「同和差別解消推進法」の認知度
「同和差別解消の推進に関する法律(同和差別解消推進法)」についてご存知ですか。と

「差別意識を解消しない社会はよくありません。まっすぐ見つけて解決に向けて進もう！」
全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を促進することを目的として、平成28年(2016年)2月に「障害者差別解消法」が制定されました。以下「障害者差別解消法」を指します。本号においては、平成21年(2009年)4月に「同和差別意識調査」が実施された「同和差別意識調査」(以下「県調査」といいます。)が実施されています(全国調査は令和元年(2019年)12月)。

令和5年1月号では、この調査により新たに設置された「地域プロダクター」の方向性についてお知らせいたしますので、その内容も含めてご紹介します！
すべての人権が尊重される豊かな社会の実現を目指し、旗でさまざまな啓発活動を実施しています。ぜひ積極的にご参加ください！

特集 障害者への差別解消に向けて

■障害を理由とした差別とは？
この調査では、「障害を理由とする差別」について、正誤が明らかで、障害を理由として、サービスを提供しなくなり、加害し、被害を及ぼすことと認識しています。
また、差別では、障害のある人の生活に関わる下記の11の分野について具体的な差別の内容を挙げており、11の分野以外の分野についても「その他」として包括的に記述しています。

◆障害のある人の生活に関わる11の分野
①教育分野、②労働・雇用分野、③商品の販売またはサービスの提供分野、④福祉分野、⑤障壁除去分野、⑥交通分野、⑦建物・公共交通分野、⑧不動産取引分野、⑨地域活動分野、⑩情報・情報分野、⑪意思決定の意思決定分野

■障害を理由とする差別の具体例
・アバウトを繰り返すことに障害があることを伝えると、それを理由に黙らされてきた。
・障害者と一緒に施設に行こうとしたら入浴を断られた。
・障害のある人が保護者から被害を「疑った」と言われ、黙らされた。
・本人を無視して保護者から被害を「疑った」と言われ、黙らされた。

■「障害者の社会モデル」とは
障害のある人が日常生活や社会生活において受ける加害は、障害のみによって生じるものではなく、社会におけるバリア(社会的障壁)によって生じるものであるという考え方を、

【事業実績】

(令和3年度)

配信回数:年12回

記事テーマ例:(2月)差別ではなくエールを！～コロナ禍で広がる思いやりの輪～

(4月)多様な性を尊重し、認め合う心を

(9月)いま一度部落差別(同和問題)について考えてみませんか～同和

問題啓発強調月号のはじまり～

(令和4年度)

配信回数:年12回

記事テーマ例:(4・5月)「人権に関する県民意識調査」から(前編・後編)

(11月)犯罪被害者を支える社会づくり

(1月)障害者への差別解消に向けて

(2) 事業者を対象とした人権啓発

【対象年代: 県内企業勤務者(概ね18～65歳)、メインターゲット: 同左】

事業所(企業)において、人権研修の取組が積極的に行われ、差別のない明るい職場づくりが推進されるよう、様々な啓発を実施している。

⑩事業所内公正採用選考・人権啓発推進班の設置

企業の社会的責任としての公正な採用選考の実施や同和問題をはじめとする様々な人権課題についての研修の実施を推進し、企業自らが主体的に人権尊重の視点を基にした活動の推進を図ることを目的に、国・県・市町・経済団体で「事業所内公正採用選考・人権啓発推進班」を設置し、事業所への訪問指導等を実施している。

・人権啓発担当者設置事業者数:3,062 事業所(令和4年3月現在)

啓発実施事業所数:2,680 社

⑰研修会の開催

○啓発推進班員に対する研修会

(令和3年度)

- ・啓発推進員リーダー養成講座(6/11開催)
- ・啓発推進班員研修会(6/18～7/31 オンライン配信)
- ・啓発推進班員への資料配布(推進班員必携冊子、新時代における企業の役割)

(令和4年度)

- ・啓発推進員リーダー養成講座(6/22 開催)
- ・啓発推進班員研修会(6月末～7月末オンライン配信)
- ・啓発推進班員への資料配布(推進班員必携冊子、新時代における企業の役割)

○企業関係者に対する研修会

(令和3年度)

- ・人事労務担当者研修会(8/25 開催)
- ・企業経営者研修会(10/5・6開催)
- ・企業内リーダー養成講座(11/5・17・25、12/2開催)
- ・しが企業内人権啓発セミナー(1/20開催)

(令和4年度)

- ・人事労務担当者研修会(9/7・9 開催)
- ・企業経営者研修会(10/5・12 開催)
- ・企業内リーダー養成講座(11/9・22・29、12/7 開催)
- ・人権啓発担当者研修会(R5 年1～2月にかけて県内5会場で開催)
- ・しが企業内人権啓発セミナー(2/2 開催)

⑱事業所内公正採用選考・人権啓発推進月間の実施

(令和3年度)

実施期間:7月1日～31日

月間事業:ア 企業啓発(啓発文の配布、ポスター・啓発物品の制作、配布)

イ 広報活動(広報車による啓発、新聞広告等)

(令和4年度)

実施期間:7月1日～31日

月間事業:ア 企業啓発(啓発文の配布、ポスター・啓発物品の制作、配布)

イ 広報活動(街頭啓発、新聞広告等)



⑩企業に対する啓発教材の貸出し

(令和3～4年度)

- ・企業で同和問題をはじめとする研修に活用いただける啓発教材(DVD)を県庁(商工政策課)および(公財)滋賀県人権センターに設置し、希望者に無料で貸出し